

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
和光ミートセンタ	埼玉県和光市下新倉六丁目九番二十号	令和六年四月一日から令和七年三月三十日まで
一	株式会社アグリス・ワン	
県北食肉センター	代表取締役会長 阿部 昌史	
埼玉県熊谷市下増田百七十三番地	代表取締役会長 阿部 昌史	
本庄食肉センター	県北食肉センター協業組合	
埼玉県本庄市杉山百十五番地	代表理事 中村 隼人	
協業組合本庄食肉センター	代表理事 増野 幸男	

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日